

<健康サポートのための薬剤師の対応研修会>

受講者募集のご案内

(主催：広島県薬剤師会、共催：日本薬剤師会)

公益社団法人 広島県薬剤師会

平成 28 年度より「健康サポート薬局」が施行されています。

「健康サポート薬局」となる場合には、厚生労働大臣が定める基準で規定される「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」を修了し、薬局において薬剤師として 5 年以上の実務経験がある薬剤師が常駐する必要があり、届出にあたっては研修修了証の提出が必要です。

そこで日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターの両団体が当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、本会はその協力機関として、下記研修会を開催することといたしましたので、内容をご確認の上、お申込みください。

また、健康サポート薬局研修修了証発行日が 2016 年の方は研修 A を受講してください（更新を希望する場合）。

<ご注意>

※健康サポート薬局では健康サポートの研修を受けた薬剤師が開局時間内は常駐する必要があります。
(複数の薬剤師がいる薬局では、複数名のサポート薬剤師の常駐が確認されますので、ご注意下さい。)

※会場収容人数の関係で受講できない場合があります。受講可能な方には参加証をお送りしますので、当日お持ちください。

※研修会は来年度以降も開催予定です。

開催日時

研修 A 西部 1 月 2 4 日 (日) 9:00~13:20 (来場参加型・Web 参加型)

研修 A 東部 2 月 7 日 (日) 13:00~17:20 (//)

研修 B 西部 1 月 3 1 日 (日) 9:00~13:20 (//)

研修 B 東部 2 月 2 1 日 (日) 13:00~17:20 (//)

(西部会場) 広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里 3-2-1)

(東部会場) 福山大学社会連携推進センター (福山市丸之内 1-2-40)

受講料:

研修 A : 9,000 円 (広島県薬剤師会会員は 3,000 円)

研修 B : 9,000 円 (広島県薬剤師会会員は 3,000 円)

但し、広島県薬剤師会認定基準薬局に所属する会員については 2,500 円

(受講可能な方には参加証を送付いたしますので、参加証に記載の指定口座へ振込してください。

当日受付はいたしません。)

受講対象者

健康サポート薬局の意義や諸規定を理解し、健康サポート薬局業務として地域住民の健康の保持増進に貢献し健康サポート薬局認定意欲のある薬剤師を対象とします。

研修修了証の発行には薬剤師として薬局での5年の実務経験が必要であることから、今回の研修会は、既に薬局での5年の実務経験を有する方を優先的に受け付けます。

また、健康サポート研修修了証発行日が2016年の方は研修Aを受講してください（更新を希望する場合）。

上記の条件を満たしている広島県薬剤師会認定基準薬局に所属する会員を優先的に受け付けます。

研修内容

A健康サポートのための多職種連携研修 標準プログラム

基本理念 【70分】

- 2 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と役割の現状 【90分】
- 3 演習 【70分】
- 4 まとめ 【30分】

B健康サポートのための薬剤師の対応研修 標準プログラム

- 1 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局 【15分】
- 2 薬局利用者の状態把握と対応 【225分】
- 3 まとめ 【5分】
- 4 レポート作成、提出 【15分】

受講証明書、研修修了証について

本研修会を受講し、所定のレポートを提出された方に、当該研修会の「受講証明書」を後日発行いたします。

eラーニングについては、22時間分の教材の受講を完了した方に、eラーニング研修の受講証明書が日本薬剤師会から発行されます。

研修会2つ、eラーニング1つ、合計3つの「受講証明書」を取得され、かつ5年以上の薬局での実務経験を有する方には、研修実施機関である日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターから、「研修修了証」が発行されます（発行には、申請手続きと申請料が必要です。） 手続き方法は日本薬剤師会 (<http://www.nichiyaku.or.jp/>)、日本薬剤師研修センター (<http://www.jpec.or.jp/index.html>) をご覧ください。

「健康サポート薬局」の届出を行う際には、「研修修了証」を、他の必要書類とあわせて届出先に提出してください。

※健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が満たすべき事項は以下の通りです。

各項目の詳細につきましては日本薬剤師会Webサイト[薬剤師のみなさまへ]ー[日本薬剤師会の取り組み]ー[健康サポート薬局]ー[健康サポート薬局について]の「施行通知(平成28年2月12日薬生発0212第5号)」をご確認ください。

(1) かかりつけ薬局の基本的機能

- ① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の予防
- ④ お薬手帳の活用
- ⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥ 24時間対応
- ⑦ 在宅対応
- ⑧ 疑義照会等
- ⑨ 受診勧奨

⑩医師以外の多職種との連携

(2)健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ①受診勧奨
 - ②連携機関の紹介
 - ③地域における連携体制の構築とリストの作成
 - ④連携機関に対する紹介文書
 - ⑤関連団体等との連携及び協力
- (3)健康サポート薬局に係る研修を終了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

(4)個人情報に配慮した相談窓口

(5)薬局の外側と内側における表示

(6)要指導医薬品等、介護用品等の取り扱い

- ①要指導医薬品等の取り扱い
- ②専門的知識に基づく説明

(7)開店時間

(8)健康サポートの取組

- ①健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ②健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ③健康サポートに関する取組の周知
- ④健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

◆本研修会へのお申込みはこちらをクリック↓

<https://kensapo-kensyuu.peatix.com>

Internet Explorer ではなく、その他のブラウザで接続してください(お申込の際、文字入力
ができないため)。

Google Chrome, Safari, Opera, Microsoft Edge などから接続してください。